

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付の日付を令和元年10月30日として行った愛の手帳の交付決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

〇〇で審査を受けた時は、中度（東京都でいうと3度）であったが、今回の審査結果は、軽度（東京都でいうと4度）と診断を受けた。しかし、〇〇にいた頃と、東京に出てきた頃を比べてみても、状況が変わっていないと思われるため。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和2年6月19日	諮問
令和2年8月21日	審議（第46回第3部会）
令和2年9月10日	審議（第47回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 都要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）において、知的障害（知的機能の障害が発達期（18歳未満）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。以下同じ。）と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 都要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳以上の場合にあっては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条 4 項及び 4 条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1）及び当該知的障害者が 18 歳以上である場合は都要綱別表 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（個別判定基準表。別紙 2）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙 1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が 3 度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が 4 度（軽度）とされている。

- (3) 都要綱 12 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別

総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

- (4) 「転居に伴う療育手帳の取扱いについて」（平成6年2月8日付5福障精第717号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「転居取扱通知」という。）は、他道府県の療育手帳を所持する精神薄弱者が都内に転入した場合の愛の手帳交付申請等の取扱いについて、転入者が18歳以上の場合は、心障センター（判定機関）において、愛の手帳の交付申請の手続を行う。ただし、転入者が直接福祉事務所に来所した場合は、福祉事務所は申請書類を仮受理し、住所変更の処理を行った後、申請書類を判定機関に送付する旨を定める（転居取扱通知1）。また、転入者が愛の手帳の交付申請に当たって、他道府県の療育手帳交付時の判定資料の活用を希望する場合は、申出書を判定機関に提出するとし、上記申出書の提出を受理した判定機関は、他道府県の判定機関に判定資料の提供を依頼する。ただし、他道府県での判定時期等により、愛の手帳の判定が困難な場合は、新たに判定を行う旨を定めている（転居取扱通知3）。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

本件処分は、〇〇において判定の際に用いられた資料（以下「〇〇市判定資料」という。）では愛の手帳の判定が困難であったことから、本件直接判定により行われたものである。そこで、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

#### ア 「知能測定値」について

鈴木ビネー改訂版知能検査による知能指数はIQ51であり、この数値は、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」との区分の範囲内

であることから、「4度」と判定されている。

#### イ 「知的能力」について

余暇はテレビでドラマを見たり、野球観戦をしたりし、野球のルールは小学生の時やっていたために理解している。また、ADHDの特性により突発的に買い物をすることがあるため、小遣い帳を通院先で確認してもらっており、生活保護費は月2回に分けて手渡されているとのことで、金銭管理はある程度自分で行うが、衝動買いのために見守りを要する状況であるといえる。また、「〇〇歳で働き口があるのか不安になる」という趣旨の話から、年齢と就職の関係を理解し、自身の状況に当てはめていることが分かる。

以上のことから、個別判定基準表における「テレビ、新聞等がある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」との区分に相当するものとして、「4度」と判定されている。

#### ウ 「職業能力」について

請求人は、中学卒業後、八百屋、左官の助手、エレベーター一点検、防災設備の点検・記録等の仕事を経験しており、いずれも「覚えが悪い」等のため継続が難しかったとのことだが、これらの仕事は療育手帳取得前に一般枠で就労していたものであり、単純作業にとどまらない仕事内容が含まれている。また、療育手帳取得後、配送助手として働いたこともある。

以上のことから、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要」との区分に相当するものとして、「4度」と判定されている。

#### エ 「社会性」について

請求人は、居住している更生施設の利用者と散歩に出かけ

ることがあったとのことであり、集団生活において、周囲の人とある程度良好な関係を築けていたことが確認できる。

以上のことから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能」との区分に相当するものとして、「4度」と判定されている。

#### オ 「意思疎通」について

請求人は、判定時には、生活歴や判定当日の検査内容等について説明を求められると適切に応答することができ、ほとんどの陳述を請求人自身で行った。また、検査場面において漢字の読みの課題を実施した際、小学校2～3年生程度の漢字を読むことができた。

以上のことから、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」との区分に相当するものとして、「4度」と判定されている。

#### カ 「身体的健康」について

請求人は、小学生時代や20歳ころに頭部を複数回負傷している。20代後半から「倒れる」発作が出現し、「心因性非てんかん性発作」と診断されている。また、仕事で重い物を持ったときに指先のしびれがあり手術を受けたとのこと。精神遅滞、ADHDに対して、薬が処方されている。

以上から、個別判定基準表における「特別の注意が必要」との区分に相当するものとして、「3度」と判定されている。

#### キ 「日常行動」について

請求人は、昔からいらいらするとけんか腰になり、口論になったり、物に当たったりすることがあったが、現在は服薬により落ち着いていること。22歳から〇〇行為を繰り返して〇〇しているとのことであり、常時の注意は必要ないが、

疾病教育等の支援は必要な状態である。

以上のことから、個別判定基準表における「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」との区分に相当するものとして、「3度」と判定されている。

#### ク 「基本的生活」について

請求人は、面倒で歯磨きや髭剃りをしなかったり、同じ服を着続けたりすることはあるが、食事、排泄、更衣、入浴等の行為自体は一人で行える。また、外食や交通機関の利用が可能であるとのことである。

以上のことから、「身辺生活の処理が可能」との区分に相当するものとして、「4度」と判定されている。

ケ 上記のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中、6項目が4度（軽度）、2項目が3度（中度）と判定されている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として4度程度と判断するのが相当である。

#### (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害、ADHD」と、心理学的所見欄には「CA 4 6 MA 8 : 2 IQ 5 1（鈴木ビネー改訂版）」と、社会診断所見欄には「本人状況に合わせた支援が望まれる。」と記載されている。

#### (3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障

害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」として、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかしながら、愛の手帳における知的障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべき（1・(2)及び(3)）ところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の知的障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であることは、上記2・(3)のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2（略）